

## まちづくり支援施策・事業

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
1 総合政策課	総合政策課	地方公共団体	地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)	法人	・地方税法及び租税特別措置法に基づき、内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対し、税額控除の特例措置 ・自社の本社が所在しない地方公共団体への寄附で、1回当たり10万円以上の寄附が対象	・寄附額の6割に相当する額の税額控除の特例措置 ・現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果(約3割)と合わせて、寄附額の最大約9割に相当する額が軽減	<a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html">https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html</a>
2 総合政策課 市町村課	(県事業) 総合政策課 (市町村事業) 市町村課	国(内閣府ほか)	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) (ソフト事業・拠点整備事業・インフラ整備事業、移住・起業・就業型、プロフェッショナル人材事業型)	地方公共団体	地方版総合戦略に位置付けられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援する。 (1)ソフト事業、(2)拠点整備事業、(3)インフラ整備事業、(4)移住・起業・就業型、(5)プロフェッショナル人材事業型の5つの事業タイプがある。	<率> 対象経費の1/2以内(一部事業を除く) <限度額> ソフト事業:県15億円、市町村10億円(中枢中核都市は15億円) 拠点整備事業:県15億円、市町村10億円(中枢中核都市は15億円) インフラ整備事業:県50億円、市町村10億円(中枢中核都市は20億円)※原則 移住・起業・就業型:各事業毎に限度額あり プロフェッショナル人材事業型:各事業毎に限度額あり	<a href="https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/index.html">https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/index.html</a>
3 SDGs推進課	SDGs推進課	岐阜県	SDGs推進補助金	令和7年度中に「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」に登録する事業者	事業者が行うSDGsの達成に向けた「環境」「社会」「経済」の三側面のいずれかの取組みに必要な経費に対する補助	<率> 対象経費の1/2以内 <限度額> 50万円	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/422608.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/422608.html</a>
4 地域振興課	地域振興課	一般財団法人地域活性化センター	移住・定住・交流推進支援事業 ※令和7年度募集は終了しました。	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会	都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業で、次の基準に適合するものに対し助成する。 (1)助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するもの (2)助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるもの (3)他に国の補助金の交付を受けていないこと (4)令和7年4月1日から令和8年1月末日までに実施する事業	<率> 対象経費の100%以下 <限度額> 200万円	<a href="https://www.jcrd.jp/support/subsidy/emigration/">https://www.jcrd.jp/support/subsidy/emigration/</a>
5 地域振興課	地域振興課	一般財団法人地域活性化センター	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 ※令和7年度募集は終了しました。	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会	将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業で、次の基準に適合するものに対し助成する。 (1)助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するもの (2)事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるもの (3)他に国の補助金の交付を受けていないこと (4)令和7年4月1日から令和8年1月末日までに実施する事業	<率> 対象経費の100%以下 <限度額> 事業区分に応じて200万円又は150万円	<a href="https://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/">https://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/</a>
6 地域振興課	地域振興課	一般財団法人地域活性化センター	地方創生アドバイザー事業 ※令和7年度募集は終了しました。	市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家を招聘し、自主的、主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む事業。 (1)助成対象事業は、助成対象団体が地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性があるもの。 (2)令和7年4月1日から令和8年1月末日までに実施する事業	<率> 対象経費の100%以下 <限度額> 20万円	<a href="https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihousousei/">https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihousousei/</a>
7 地域振興課	地域振興課	地域づくり全国協議会	地域づくり団体活動支援事業	地域づくり団体岐阜県協議会及び全国協議会に登録している地域づくり団体のうち、一般財団法人地域活性化センターの賛助会員であるもの	(1)助成対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会の事業 (2)助成対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりや団体の内部体制の強化等のためにアドバイザー等を招聘して指導もしくは助言を受ける事業 (3)令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に実施する事業 (4)1団体あたり1事業のみ	<率> 対象経費の100%以下 <限度額> 15万円	<a href="https://www.jcrd.jp/hiroba/cat4945/">https://www.jcrd.jp/hiroba/cat4945/</a>
8 地域振興課	地域振興課	地域づくり全国協議会	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	地域づくり団体岐阜県協議会及び全国協議会に登録している地域づくり団体のうち、一般財団法人地域活性化センターの賛助会員であるもの	(1)助成対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業 (2)令和7年4月1日から令和7年12月31日までにクラウドファンディング企画の支援募集期間が終了する事業 (3)クラウドファンディングの目標金額が30万円以上のもの (4)1団体あたり1事業のみ	<率> 対象経費の100%以下 <限度額> 目標金額の25%又は25万円のいずれか低い額	<a href="https://www.jcrd.jp/hiroba/cat4945/">https://www.jcrd.jp/hiroba/cat4945/</a>

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号	
9 地域振興課	公益財団法人せきしん地域振興協力基金(関信用金庫内)	公益財団法人せきしん地域振興協力基金	岐阜県下における地方公共団体又は公共的な団体が主催し、後援し、又は協賛する活動を実施する主体	助成の対象となる活動は次の事業とする。 (1)地域の産業の振興発展に関する活動 (2)地域の社会生活環境の整備に関する活動 (3)地域の文化・スポーツ等に関する活動 (4)上記活動に関する研修会及び講演会の開催並びに人材育成に関する事業	<率> 事業活動に要する経費(入場料金等事業収入がある場合は、当該金額を控除した額)の2分の1以内 <限度額> 1事業30万円		<a href="https://www.shinkin.co.jp/seki1534/about/contribution/">https://www.shinkin.co.jp/seki1534/about/contribution/</a>	
10 地域振興課	公益財団法人とうしん地域振興協力基金(東濃信用金庫内)	公益財団法人とうしん地域振興協力基金	岐阜県下における地方公共団体又は公共的な団体が主催し、後援し、又は協賛する事業活動で、地方公共団体から推薦された事業団体	助成の対象とする事業活動は、地域活性化のための地域の産業の振興、社会福祉の向上、生活環境の整備、社会文化活動等、公益的な事業活動で、次の要件を満たすものとする。 (1)助成対象事業活動は、巾広く多数の事業活動に助成し、公平を期するため、一定期間の事業活動に限り、継続的なものでないこと。 (2)事業活動が直接営利を目的としたものでなく、公益的な事業活動であること。	<率> 事業活動の企画実施に要する経費(入場料金等事業収入がある場合は、その額を控除した額)の2分の1以内で、理事長が必要と認める額		<a href="https://www.shinkin.co.jp/tono/toshin/toshin/kikin.html">https://www.shinkin.co.jp/tono/toshin/toshin/kikin.html</a>	
11 地域振興課	公益財団法人たかしん地域振興協力基金(高山信用金庫内)	公益財団法人たかしん地域振興協力基金	岐阜県下における地方公共団体又は公共的な団体が主催し、後援し、又は協賛する活動を実施する主体	助成の対象となる活動は次の事業とする。 (1)地域の産業の振興発展に関する活動 (2)地域の社会生活環境の整備に関する活動 (3)地域の文化・スポーツ等に関する活動 (4)上記活動に関する研修会・講演会の開催並びに人材育成に関する事業	<率> 事業活動に要する経費(入場料金等事業収入がある場合は、当該金額を控除した額)の2分の1以内 <限度額> 20万円		<a href="https://www.shinkin.co.jp/takayama/company/foundation.html">https://www.shinkin.co.jp/takayama/company/foundation.html</a>	
12 地域振興課	地域振興課	岐阜県	岐阜県市町村支援補助金	市町村、一部事務組合、広域連合、民間団体(市町村が構成員の一部となるとともに、事務局を同市町村に設置する実行委員会等)	市町村等が行う以下の事業 ○市町村支援事業 県が実現を目指す10の目標の実現を目指し、地域の実情に応じて取り組む意欲的かつ先導的な事業 <10の目標> ①若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場をつくる。 ②子どもを産み育てやすい環境やサポートシステムをつくる。 ③お年寄りや障がいがある方が活躍できる場や居場所をつくる。 ④災害などに強いインフラや医療・防災システムを整備する。 ⑤鳥獣害のない里山を作り多様な価値を生む農業を推進する。 ⑥山林や堆肥などを活用したクリーンなエネルギーを供給する。 ⑦中堅中小企業の生産性を高め伝統産業の価値を発信する。 ⑧社会課題を解決し未来を拓く新たなビジネスや産業を生み出す。 ⑨豊かな感性を育み多様な子どもが一緒に学ぶ教育を実現する。 ⑩文化や芸術、スポーツなど人生を豊かにする活動を促進する。  ○地域づくり事業(県事務所長裁量分) 県が実現を目指す10の目標の実現を目指して取り組む、管内市町村の模範となる意欲的かつ先導的な地域づくり事業	・市町村支援事業 <率> 補助対象経費の:1/2以内 <限度額> 2,000万円  ・地域づくり事業 <率> 補助対象経費の:1/2以内 <限度額> 市町村等200万円 民間団体 20万円	電話:058-272-1830	
13 外国人活躍・共生社会推進課	外国人活躍・共生社会推進課	岐阜県	岐阜県多文化共生推進補助金(地域日本語教室運営事業)	(1)市町村 (2)県内企業、NPO法人等	(1)市町村が実施する地域日本語教室運営事業で、次に該当するものに対して補助を行う。 ・新たに開設するもの ・令和3年度及び4年度に県と連携して実施したモデル日本語教室を基礎として開設したもの ・令和5年度以降に本補助金の交付を受けて新規開設したもの  (2)県内に事業所を有し外国人労働者を雇用する県内企業やNPO法人等が実施する地域日本語教室運営事業で、次に該当するものに対して補助を行う。 ・新たに開設するもの ・令和5年度以降に本補助金の交付を受けて新規開設したもの	<率> 対象経費の1/2 <限度額> 30万円	058-272-1483 (2)県内企業等向け <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26439.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26439.html</a>	
14 外国人活躍・共生社会推進課	外国人活躍・共生社会推進課	岐阜県	岐阜県多文化共生推進補助金(「やさしい日本語」普及啓発支援事業)	(1)市町村 (2)県内企業、NPO法人等	(1)市町村が実施する「やさしい日本語」普及啓発事業に対して補助を行う。  (2)県内に事業所を有し外国人労働者を雇用する県内企業やNPO法人等が実施する「やさしい日本語」普及啓発事業に対して補助を行う。	<率> 対象経費の1/2 <限度額> 10万円	058-272-1483 (2)県内企業等向け <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26439.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26439.html</a>	

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
15 市町村課	市町村課	公益財団法人地域社会振興財団	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業 (旧長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業)	県又は市町村	高齢社会対策大綱、こども大綱、デジタル田園都市国家構想総合戦略などの実現に資するために行う単独事業。 1.雇用・就業対策事業 2.健康づくり推進事業 3.介護保険制度等充実支援事業 4.医療対策事業 5.福祉対策事業 6.学習・社会参加活動促進事業 7.住宅・生活環境事業 8.高齢社会研究開発のための事業 9.こども・若者・子育て支援事業 10.地方移住・関係人口創出事業 11.その他	<率> 対象事業経費の100%以内 <限度額> 県 1,600万円以内 ※複数の事業申請が可能。ただし、各事業の合計は限度額相当まで。 市町村 300万円以内 ※1団体1件まで	<a href="http://www.zcssz.or.jp/index.htm">http://www.zcssz.or.jp/index.htm</a>
16 市町村課	市町村課	一般財団法人自治総合センター	コミュニティ助成事業地域づくり助成事業 (ア)共生の地域づくり助成事業	市町村	地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等の整備に関する事業又はソフト事業で、以下の基準に適合するもの。 (1)宝くじの社会貢献広報の効果が發揮できるもの。 (2)国の補助金及び地方債を充当していないもの。 (3)原則、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。	<率> 対象事業経費の100%以内(用地取得に要する経費等は、対象外) <限度額> 1,000万円以内(ソフト事業の場合には、500万円以内)	<a href="http://www.jichi-sogo.jp/">http://www.jichi-sogo.jp/</a>
17 市町村課	市町村課	一般財団法人自治総合センター	コミュニティ助成事業地域づくり助成事業 (イ)活力ある地域づくり助成事業	市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法に基づき設置された協議会等	地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業で、以下の基準に適合するもの。 (1)宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。 (2)国の補助金及び地方債を充当していないもの。 (3)原則、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。	<率> 対象経費の100%以内(工事を伴う施設整備等の経費等は、対象外) <限度額> 200万円以内	<a href="http://www.jichi-sogo.jp/">http://www.jichi-sogo.jp/</a>
18 市町村課	市町村課	一般財団法人地域総合整備財団	ふるさとのづくり支援事業 (旧新技術・地域資源開発補助事業)	市町村	(1)新商品開発等に関する補助 新商品を開発し、事業化、販路開拓に取り組む企業等に対して市町村が必要な経費の補助を行う事業 (2)販路開拓等に対する補助 試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた市場調査、販路開拓等を実施しようとする事業	<率> 原則1/2以内(詳細要件あり要綱参照) <限度額> 新商品開発等に関する補助 1,500万円以内 ※事業規模により限度額変動 販路開拓等に対する補助 300万円以内	<a href="https://www.furusato-zaidan.or.jp/">https://www.furusato-zaidan.or.jp/</a>
19 市町村課	市町村課	一般財団法人地域総合整備財団	地域再生マネージャー事業 (まちなか再生事業)	市町村	市町村が、まちなか(生活に必要となる機能が相当程度集積する区域)において生じている、まちとしての魅力・求心力の低下等の課題への対応について、外部専門家を活用して総合的な見地から、まちなかのにぎわい創出など都市機能等の充実を推進し、まちなかの再生を図るために実施する事業。 (1)市町村が継続的なまちなか再生を推進するために行うもの (2)他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るもの (3)国、独立行政法人又は当財団以外の他の公益法人から補助対象業務に係る補助金等を受けないもの ※補助金交付期間は3ヵ年度以内	<率> 2/3以内 <限度額> 700万円以内	<a href="https://www.furusato-zaidan.or.jp/">https://www.furusato-zaidan.or.jp/</a>
20 市町村課	市町村課	一般財団法人地域総合整備財団	地域再生マネージャー事業 (ふるさと再生事業)	市町村	市町村が、地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、外部専門家を活用して地域住民主体による持続可能な実施体制を構築し、地域資源を活用したビジネスの創出、観光・農林水産業等の振興による地域経済の活性化、地域への移住・定住の促進、関係人口の創出等を図るために実施する事業 (1)市町村が継続的なふるさと再生を推進するために行うもの (2)他の市町村におけるふるさと再生のモデルとなり得るもの (3)国、独立行政法人又は当財団以外の他の公益法人から補助対象業務に係る補助金等を受けないもの ※補助金交付期間は3ヵ年度以内	<率> 2/3以内 <限度額> 700万円以内	<a href="https://www.furusato-zaidan.or.jp/">https://www.furusato-zaidan.or.jp/</a>
21 市町村課	市町村課	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域集落再編整備事業)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により公示された市町村	(1)「集落移転事業」人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎的条件が著しく低下した集落を基幹集落等に移転する事業 (2)「へき地点在住居移転事業」基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転する事業 (3)「定住促進団地整備事業」地域における定住を促進するための住宅団地を造成する事業 (4)「定住促進空き家活用事業」地域における定住を促進するため、基幹的集落に点在する空き家を有効活用し住宅を整備する事業 (5)「季節居住団地整備事業」漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成する事業 (各事業の要件については要綱を参照のこと)	<率、限度額> 対象経費の1/2以内で、対象経費は下記を上限とする (1)及び(2) 6,144千円 × 移転戸数 (3) 3,877千円 × 団地内戸数 (4) 4,000千円 × 整備戸数 (5) 4,738千円 × 団地内戸数	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm</a>

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
22 市町村課	市町村課	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により公示された市町村及び構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合等	過疎地域にある遊休施設を再活用して、地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う事業で、次に該当するもの (1)現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること (2)都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの、又は、地域の振興に資するものであること (3)一體的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること (4)自然環境や街並み景観に配慮したものであること (5)文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること	<率> 対象経費の1/3以内  ※1事業当たり対象経費は6,000万円を上限とする。	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm</a>
23 市町村課	市町村課	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域持続的発展支援事業)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により公示された市町村及び構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合等、都道府県	1 ICT等技術活用事業 過疎地域市町村等が次のテーマでICT等技術を活用して実施する事業 ①産業振興、②生活の安全・安心確保対策、③集落の維持・活性化対策、 ④移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進、 ⑤地域文化伝承対策、⑥環境貢献施策の推進 2 人材育成事業 ・地域リーダーの育成 ・他地域との交流やネットワーク強化等 (要件については要綱を参照のこと)	<限度額> 2,000万円以内	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm</a>
24 市町村課	市町村課	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)	以下の対象地域を有する市町村 (1)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により公示された過疎地域 (2)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律により公示された特定農山村地域 (3)山村振興法により指定された振興山村地域 (4)辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律による辺地	活性化プラン、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画等に基づき事業実施主体が行う事業。	<限度額> 集落ネットワーク圏形成支援事業については、1,500万円 外部の専門人材を活用する場合にあっては、2,000万円 ICT等技術を活用する場合にあっては、2,500万円 外部の専門人材及びICT等技術を併用する場合にあっては、3,000万円	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm</a>
25 市町村課	市町村課	総務省	ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金) ローカルスタートアップ支援	市町村	次のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、民間事業者等(以下「交付金事業者」という)が初期投資を行う事業に対し、助成を行う市町村に対して交付金を交付 (1)産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業 (2)事業の実施により、市町村の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる (3)他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性がある (4)交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が市町村の助成額と同額以上であり、当該融資は無担保の融資であること	<率>/原則1/2以内 ①過疎、特定農山村、振興山村 2/3以内 ②①かつ市町村の財政力指数0.25未満 3/4以内 ③生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業で、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業 3/4以内 ④脱炭素に資する地域再生エネの活用等に関連する事業で、地域金融機関等からESG投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業 3/4以内 ⑤地域の女性や若者の活躍に関連する事業で、新規制・モデル性の極めて高い事業 3/4以内  <限度額> (1)金融機関等の融資額等が市町村からの助成額と同額以上1.5倍未満の場合 助成額(上限2,500万円)に交付率を乗じて得た額 (2)金融機関等の融資額等が市町村からの助成額の1.5倍以上2倍未満の場合 助成額(上限3,500万円)に交付率を乗じて得た額 (3)金融機関等の融資額等が市町村からの助成額の2倍以上の場合 助成額/上限5,000万円(一括支給または分割支給)	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html</a>
26 省エネ・再エネ社会推進課	省エネ・再エネ社会推進課	岐阜県	自立・分散型エネルギーシステム普及促進事業費補助金	市町村	・自立・分散型エネルギーシステム構築に向け、市町村が行うエネルギー資源の活用可能性調査や計画策定に要する経費を補助。 ・国の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の対象となった事業等を対象とする。	<補助率> 市町村負担額の1/2以内 <限度額> 4,000千円	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/220548.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/220548.html</a>

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
27 廃棄物対策課	廃棄物対策課	岐阜県	岐阜県浄化槽設置整備等事業	市町村、一部事務組合	1 事業目的 生活雑排水による生活環境の悪化、公共用水域の汚濁の防止を図る。 2 補助対象事業 (1)浄化槽設置整備事業 市町村等が、下水道事業計画区域外等において、浄化槽の設置をする者に対し、当該設置に要する費用を助成する事業に対し、県が補助するもの。(単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去が必要な場合、撤去費も含む。) (2)公共浄化槽等整備推進事業 市町村等が、下水道処理計画区域外等において、浄化槽の設置に係る基金への積立てに対し、県が補助するもの。(単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去費については、浄化槽設置整備事業と同じ。)	予算の範囲内で主に以下のとおり。 (1)浄化槽設置整備事業 <率>国:1/3、県:1/3、市町村等:1/3 (2)公共浄化槽等整備推進事業 <率>国:10/30、県:市町村等起債償還元金※の1/4 市町村等:起債償還元金の3/4 ※償還額の内、49%は市町村等へ交付税措置される。	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2613.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2613.html</a>
28 県民生活課	県民生活課	岐阜県	岐阜県地域の課題解決応援事業	(1)地域住民で構成された地域活動を目的とする団体(自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、子供会、PTA等) (2)県内の企業・事業所 (3)県内の市町村	支援区分は以下のとおり。 (1)アドバイザーの派遣(地域課題の解決に向けた取組みに対する助言等) (2)コーディネーターの派遣(地域課題を話し合うワークショップの開催・運営等) (1)(2)の派遣については、原則として1事業年度において1支援団体につき3回を限度とする。	アドバイザー・コーディネーターの派遣に要する謝金及び旅費	電話:058-272-1111(内線3016)
29 県民生活課	県民生活課	岐阜県	岐阜県コミュニティ診断士活用促進事業	構成員が市町村及び岐阜県コミュニティ診断士である他、講師、課題解決に必要な関係団体(自治会、ボランティア団体、教育機関、NPO、企業等)	市町村等が「岐阜県地域の課題解決に向けた研究会」にて検討された地域課題を解決するために、地域活動の支援に重要な役割を果たす岐阜県コミュニティ診断士を活用して開催する検討会等へ支援する。	(1)診断士の謝金及び旅費 (2)講師の謝金及び旅費 (3)会場使用料	電話:058-272-1111(内線3016)
30 県民生活課	県民生活課	(一財)自治総合センター	コミュニティ助成事業 (一般・コミュニティセンター・青少年健全育成)	市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織	【一般コミュニティ助成事業】 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備。 【コミュニティセンター助成事業】 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るために、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設の建設又は大規模修繕及びその施設に必要な備品の整備。 【青少年健全育成助成事業】 青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。	【一般コミュニティ助成事業】 100万円から250万円まで 【コミュニティセンター助成事業】 対象事業費の5分の3以内に相当する額 (ただし、2,000万円まで) 【青少年健全育成助成事業】 30万円から100万円まで	電話:058-272-1111(内線3016)
31 県民生活課	県民生活課	(一財)自治総合センター	環境保全促進助成事業	県、市町村及び市町村が認めるコミュニティ組織が行う地球環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会で、以下の基準に適合するもの。 (1)国の補助金の交付を受けない事業。 (2)毎年繰り返し実施する事業や書籍類の刊行及び単発的なクリーン作戦等でないもの。	<限度額> 県、市町村 1事業につき200万円 コミュニティ組織 1事業につき100万円	電話:058-272-1111(内線3016)	
32 県民生活課	県民生活課	(一財)自治総合センター	シンポジウム助成事業	県又は市町村	地方公共団体が企画し、「パネルディスカッション」(必須)、「基調講演」、「事例発表」、「展示会」等で構成されるシンポジウムで、以下の基準に適合するもの。 (1)事業のテーマは任意のものとするが、地域住民等広く一般の者が参加できるもの。 (2)国の補助金の交付を受けない事業。	<限度額> 1事業につき300万円	電話:058-272-1111(内線3016)
33 県民生活課	県民生活課	(一財)自治総合センター	宝くじスポーツフェア	県又は市町村	【"宝くじスポーツフェア"ドリーム・ベースボール】 タイトルホルダー等の著名な元プロ野球選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、野球教室等を行う。 【"宝くじスポーツフェア"ドリーム・バレーボール】 バレーボールの世界大会・オリンピック等の出場経験者からなるドリームチームと開催地ママさんチームとの親善試合、バレーボール教室等を行う。 【"宝くじスポーツフェア"ドリーム・サッカー】 サッカー元日本代表選手及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を行う。	事業の実施に要する経費	電話:058-272-1111(内線3016)
34 県民生活課	県民生活課	岐阜県	安全・安心まちづくりボランティア／フレンドリー企業登録制度	自主的な地域安全活動を行うグループ又は事業所等の団体	・ボランティアに対して、蛍光ベスト及び腕章を支給する(支給数に上限有)。 ・事業所に対しては、掲示用看板を支給する。		電話:058-272-1111(内線3015)
35 県民生活課	県民生活課	岐阜県	安全・安心まちづくりアドバイザー派遣制度	自主的な地域安全活動を行う、あるいは行おうとしているグループ又は事業所等の団体	・県民に専門的な防犯知識を身につけていただくために、防犯設備・機器に精通した民間事業者や防犯対策に精通した専門家を「安全・安心まちづくりアドバイザー」として、県民の依頼に応じて派遣。	<額> アドバイザーの旅費及び謝金:県が負担 <限度額> -	電話:058-272-1111(内線3015)

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
36 県民生活課	ぎふNPO・生涯学習プラザ(OKBふれあい会館内) 058-372-8501	岐阜県(委託先: 特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター)	ぎふNPO・生涯学習プラザの運営	NPO ボランティア活動や生涯学習に关心のある県民	NPO並びにボランティア活動や生涯学習に关心のある県民に対して、県民とNPOとの交流、各種情報の提供・PR、これらに関する相談の総合窓口機能及びNPOの組織基盤強化機能を有する「ぎふNPO・生涯学習プラザ」の設置、運営。 【主な業務内容】 ・NPO活動紹介の常設展示、NPO生涯学習関連のチラシやパンフレットの配架、掲示 ・NPOや生涯学習団体への会議室の貸出し ・NPOに関する各種相談(法人の運営、資金調達等) ・NPOに関する啓発事業(NPO主催のイベント紹介等) ・NPOと活動参加希望者との人材仲介(マッチング) ・NPOの組織基盤強化に資する事業	開館時間 9:00~18:00(土日祝日も開館) 休館日 年末年始・OKBふれあい会館の休館日 面談、電話、メールいずれの相談も可	電話:058-372-8501 FAX:058-372-8502 メールアドレス gifu-npo-plaza@gifu.email.ne.jp
37 生活衛生課	地域猫相談窓口 (各地域の保健所)	岐阜県	地域猫活動支援事業	地域猫活動団体 (自治会等、一定数の住民により構成される団体)	飼い主のいない猫に起因するトラブルの軽減、繁殖による猫の増加などを防止し、地域住民による適正な管理のもと、一代限りの寿命を全うさせてその数を減らしていくことを目的とした地域猫活動を支援する。 (1)不妊去勢手術を無料で実施 (2)地域住民の合意形成への協力 (3)猫保護機の貸し出し		<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/292961.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/292961.html</a>
38 地域福祉課	地域福祉課	岐阜県	ぎふ・清流おもいやり駐車場利用証制度	個人(一定の条件を満たす歩行が困難な方)	・車椅子使用者用駐車区画や障害者等用駐車区画(プラスワン区画)を対象に、利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に利用証を交付する制度		<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/21325.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/21325.html</a>
39 商業・金融課	商業・金融課	岐阜県	商店街活性化支援事業費補助金 1 商店街課題解決事業 (1)課題解決事業	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、その他商店街の振興に寄与する商店街振興会、発展会等の商店街団体	外部専門家の助言を受けながら、補助対象事業者自らが課題解決に取り組む事業(施設の取得及び整備並びにイベントに係る事業を除く。)	<率> 補助対象経費の1/3以内 <補助限度額> 1事業あたりの補助限度額の上限が1,000千円、下限200千円(参加店舗数101店以上の場合:500千円) ただし、市町村から交付を受けた補助交付額以内	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html</a>
40 商業・金融課	商業・金融課	岐阜県	商店街活性化支援事業費補助金 1 商店街課題解決事業 (2)にぎわい創出事業	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、その他商店街の振興に寄与する商店街振興会、発展会等の商店街団体	他市町村からの集客が見込めることができる次に掲げる事業 一 中心市街地活性化基本計画(中心市街地の活性化に関する法律に基づき認定を受けた計画に限る。)に位置付けられたソフト事業 二 商店街において1年を通して定期的に(年4日以上開催)実施するソフト事業 ※国の制度による補助金または助成金等の補助要件を満たす事業は補助対象外	<率> 補助対象経費の1/3以内 <補助限度額> 1事業あたりの補助限度額の上限が1,000千円 (一及び二のいずれにも該当する事業にあっては、2,000千円)、下限額:200千円(参加店舗数101店以上の場合:500千円) ただし、市町村から交付を受けた補助交付額以内とし、同一の事業を引き続き実施する場合は、2年目以降前年度補助金額の90%を上限(最長5年)とする。	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html</a>
41 商業・金融課	商業・金融課	岐阜県	商店街活性化支援事業費補助金 2 若手・女性事業者グループ等支援事業	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、その他商店街の振興に寄与する商店街振興会、発展会等の商店街団体	若手・女性事業者グループ等が主導的に企画・実施する事業 ※ 若手(概ね45歳までの者)	<率> 補助対象経費の1/3以内 <補助限度額> 1事業あたりの補助限度額の上限が1,000千円、下限200千円 ただし、市町村から交付を受けた補助交付額以内	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html</a>
42 商業・金融課	商業・金融課	岐阜県	商店街活性化支援事業費補助金 3 キッズ向け事業支援事業	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、その他商店街の振興に寄与する商店街振興会、発展会等の商店街団体	商店街等が実施する子どもに関する事業	<率> 補助対象経費の1/3以内 <補助限度額> 1事業あたりの補助限度額の上限が1,000千円、下限100千円 ただし、市町村から交付を受けた補助交付額以内	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html</a>

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
43 商業・金融課	商業・金融課	岐阜県	商店街活性化支援事業費補助金 4 タウンマネージャー支援事業	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、その他商店街の振興に寄与する商店街振興会、発展会等の商店街団体	商店街の中核的な人材(タウンマネージャー)の育成・活動事業	<率> 補助対象経費の1/3以内 <補助限度額> 1事業あたりの補助限度額の上限が1,000千円、下限200千円 ただし、市町村から交付を受けた補助交付額以内	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1180.html</a>
44 観光文化スポーツ政策課	サステイナブル・ツーリズム推進係	岐阜県	岐阜県観光振興事業費補助金（世界に選ばれる持続可能な観光地周遊化実現事業）	・市町村 ・観光協会等 ・観光地域づくり法人等 次に掲げる者のいずれかで構成する観光関係協議会等 ・複数の市町村 ・市町村及び観光事業者 ・複数の観光事業者 ・その他知事が補助事業者として特に認める者	持続可能な観光に係る国際認証等の枠組みを活用し、国際指標に基づき、地域の利害関係者が一体となった持続可能な観光地づくりに資する取組等  ①岐阜未来遺産認定地域が行う有識者の助言に基づき、国際認証の取得及びそれに向けた課題分野の改善への取組み  ②国際認証取得地域が行う国際指標に基づく課題分野の改善への取組  ③日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)に基づき、地域の利害関係者が一体となった持続可能な観光地づくりに資する取組	①岐阜未来遺産認定地域 補助率:10/10以内 上限:30,000千円  ②国際認証取得地域 補助率:2/3以内 上限:5,000千円  ③国際認証未取得地域 補助率:1/2以内 上限:5,000千円	058-272-8084
45 観光文化スポーツ政策課	サステイナブル・ツーリズム推進係	岐阜県	岐阜県観光人材確保推進事業費補助金	・岐阜県内に本社又は事業所等を有する宿泊事業者 ・岐阜県内の観光協会、観光地域づくり法人等	観光産業の人材確保を促進するため、県内観光事業者等が自社や県内の観光産業で働く魅力を紹介する動画の作成に要する経費の一部について予算の範囲内で支援。	補助率:1/2以内 上限:500千円	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/232049.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/232049.html</a>

	県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
46	観光資源活用課	観光資源活用課	岐阜県	岐阜県観光振興事業費補助金	(1)観光回廊づくり事業 (2)有識者活用事業 次のいずれかに該当する者 ① 観光事業者 ② 市町村 ③ 観光協会等 ④ 観光地域づくり法人等 ⑤ ①～④に掲げるいずれかの者で構成する観光関係協議会等 ⑥ その他知事が補助事業者として特に認める者  (3)東美濃歴史街道観光推進事業 上項に掲げる者のうち、東美濃地域の観光振興を目的とするもの  (4)映像作品制作支援・活用体制強化事業 次のいずれかに該当する者 次のいずれかの者で構成する地域活性化協議会又は市町村 ①市町村 ②映像作品の活用による地域の活性化や観光振興等に取り組む事業者 ③その他知事が特に認める者  (5)木曽川中流域観光資源魅力向上推進事業 (1)(2)に掲げる者のうち、木曾川中流域の観光振興を目的とする者  (6)地域資源高付加価値化推進事業 (1)(2)に掲げる者	(1)観光回廊づくり事業 ・広域的な連携・役割分担による観光回廊づくりに向けた取組 ・地域資源の活用により、観光回廊づくりに資すると認められる取組  (2)有識者活用事業 ・有識者を活用して、地域資源のブランド構築や、地域資源を活用したまちづくりなど、地域主体の観光資源の魅力向上に資する取組み  (3)東美濃歴史街道観光推進事業 ・東美濃地域の観光振興事業であって、周遊観光・滞在型観光に資する取組み ・その他知事が特に必要と認めた事業  (4)映像作品制作支援・活用体制強化事業 ・映像作品を活用した地域の活性化に資する事業であって、次のいずれかに該当するもの ①各種広報媒体を活用して行う地域の魅力発信又は広報の実施 ②広報・PRのための地場産物、土産物等の開発 ③PRのための動画の作成 ④舞台・ロケ地を元に作成するロケ地マップ、観光マップ等の作成 ⑤PRのための企画展、トークショー等の開催 ⑥映像作品の制作支援及び活用のための人材育成 ⑦映像作品制作の誘致 ⑧その他映像作品を活用した地域の活性化又は映像作品の制作支援に資する事業  (5)木曽川中流域観光資源魅力向上推進事業 木曽川中流域の新たな観光資源の発掘又はブラッシュアップを行い、流域市町、観光協会等の連携により、将来的に流域の周遊性、滞在時間、宿泊期間及び消費額を増加させる取組  (6)地域資源高付加価値化推進事業 ・歴史・文化・慣習等、暮らしに根付いた地域資源の高付加価値化に資する事業 ・地域資源の高付加価値化に際し、インバウンドのニーズに対応するための受入体制整備に資する事業	(1)観光回廊づくり事業 <率> 補助対象経費の1／2以内 <限度額> 500万円  (2)有識者活用事業 <率> 補助対象経費の2／3以内 <限度額> 10万円  (3)東美濃歴史街道観光推進事業 <率> 補助対象経費の1／2以内 <限度額> 500万円  (4)映像作品制作支援・活用体制強化事業 <率> 補助対象経費の1／2以内 <限度額> 500万円  (5)木曽川中流域観光資源魅力向上推進事業 <率> 補助対象経費の1／2以内 <限度額> 500万円  (6)地域資源高付加価値化推進事業 <率> 補助対象経費の1／2以内 <限度額> 500万円	電話:058-272-8396
47	観光資源活用課	岐阜フィルムコミッショն (事務局:観光資源活用課)	岐阜フィルムコミッショն	岐阜フィルムコミッション事業	映画・テレビ等の映像作品の制作者	ロケ候補地の紹介、施設管理者との調整を実施する。		<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/kanko/film-commission/">https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/kanko/film-commission/</a>
48	文化創造課	(公財)岐阜県教育文化財団	(公財)岐阜県教育文化財団	岐阜県文化支援助成金	県内の文化団体	活動の本拠を県内におく文化団体等が行う文化活動に対して、経費の助成を実施(助成メニューの詳細はお問い合わせください)	<率(額)> 10万円～200万円程度	電話:058-233-8161

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号																				
49 文化伝承課	文化伝承課	文化庁	伝統文化親子教室事業	<p>伝統文化・生活文化等の振興を目的とする団体で、かつ、以下のいずれかに該当するもの            (教室実施型・統括実施型(構成団体))            (1)一般社・財団法人            (2)公益社・財団法人            (3)特定非営利活動法人            (4)法人格を有しないが要件を満たす団体            (統括実施型(代表団体))            (1)一般社・財団法人            (2)公益社・財団法人            (3)法人格を有し、要件を満たす団体            (地域展開型)            (1) 地方公共団体            (2) 地方公共団体が中心として参画し、その他関係団体等で構成された実行委員会            (3) 要件を満たす団体</p>	<p>(1)伝統文化親子教室            次代を担う子供たちを対象に、伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる取組及び教室で修得した技芸等の成果を披露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組</p> <p>(2)「放課後子供教室」と連携した取組            地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に、子どもたちに様々な体験活動や学習の機会を提供する取組のうち、伝統文化等に関する活動を体験する機会を提供する取組</p> <p>&lt;募集の時期&gt;            前年度の10月中旬から前年度11月下旬まで            希望する団体の応募書類は県が取りまとめ、その後の連絡は、文化庁から応募団体へ直接行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1応募団体あたり、左記(1)、(2)の事業ごとに下記要望上限額を設定。</li> <li>・「教室実施型」(単体団体、実行委員会用)について、令和7年度の予定委託経費額は予算の都合上、要望額を圧縮した額となっています。</li> <li>・教室の参加人数(子ども)に応じて要望上限額を設定。            (教室実施型)           <table> <tr><td>10～19人の教室</td><td>: 22.5万円</td></tr> <tr><td>20～29人の教室</td><td>: 26.3万円</td></tr> <tr><td>30～39人の教室</td><td>: 30.1万円</td></tr> <tr><td>40～49人の教室</td><td>: 33.8万円</td></tr> <tr><td>50人以上の教室</td><td>: 37.6万円</td></tr> </table>           (統括実施型)           <table> <tr><td>10～19人の教室</td><td>: 30万円</td></tr> <tr><td>20～29人の教室</td><td>: 35万円</td></tr> <tr><td>30～39人の教室</td><td>: 40万円</td></tr> <tr><td>40～49人の教室</td><td>: 45万円</td></tr> <tr><td>50人以上の教室</td><td>: 50万円</td></tr> </table>           (地域展開型) 500万円         </li> </ul>	10～19人の教室	: 22.5万円	20～29人の教室	: 26.3万円	30～39人の教室	: 30.1万円	40～49人の教室	: 33.8万円	50人以上の教室	: 37.6万円	10～19人の教室	: 30万円	20～29人の教室	: 35万円	30～39人の教室	: 40万円	40～49人の教室	: 45万円	50人以上の教室	: 50万円	<a href="https://ovakokyoshitsu.jp/">https://ovakokyoshitsu.jp/</a>
10～19人の教室	: 22.5万円																										
20～29人の教室	: 26.3万円																										
30～39人の教室	: 30.1万円																										
40～49人の教室	: 33.8万円																										
50人以上の教室	: 37.6万円																										
10～19人の教室	: 30万円																										
20～29人の教室	: 35万円																										
30～39人の教室	: 40万円																										
40～49人の教室	: 45万円																										
50人以上の教室	: 50万円																										
50 文化伝承課	文化伝承課	文化庁	文化財保存事業費補助金	<p>(1)国指定文化財保存事業            文化財の補助事業として採択された国指定文化財(國宝・重要文化財等)を所有している市町村又は民間所有者            (2)岐阜県指定文化財保護事業            市町村及び市町村の補助事業として採択された岐阜県指定文化財を所有している市町村又は民間所有者</p>	<p>(1)について            文化庁が採択したもの            (2)について            市町村からの要望事業の中で、緊急性・必要性による優先順位が高い事業</p> <p>&lt;募集の時期&gt;            (1)要望 前年度8月・11月            (2)要望 前年度8月・11月</p>	<p>&lt;率・限度額&gt;</p> <p>(1)について            上限: 500万円            市町村所有: 10%以内            民間所有: 4%以内、市町村補助額以内</p> <p>(2)について            上限: 500万円            市町村所有: 1/4以内            民間所有: 市町村補助額の2/3以内ただし総事業費の1/2以内</p> <p>(1)のうち、防災に関する事業について            上限: 1,000万円            市町村所有: 10%以内            民間所有: 7%以内、市町村補助額以内</p> <p>(2)のうち、防災に関する事業について            上限: 1,000万円            市町村所有: 1/4以内            民間所有: 市町村補助額の2/3以内ただし総事業費の1/2以内</p>	電話: 058-272-1111(内線3145)																				
51 文化伝承課	( I )(IV)文化庁参事官(生活文化創造担当)付伝統行事振興担当 (II)文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室世界遺産企画係 (III)文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室無形文化遺産係 (V)(VI)文化庁文化資源活用課計画推進係	文化庁	地域文化財総合活用推進事業	<p>( I )文化庁が認めた歴史文化基本構想又は文化財保護法に基づき認定された文化財保存活用地域計画を策定している市町村と民間団体等で構成された協議会等            ( II )(IV)地域の文化遺産又は世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体等によって構成される実行委員会等            ( III )地方公共団体及びユネスコ無形文化遺産の構成要素の保護団体等によって構成される協議会等            ( V )(VI)市町村</p>	<p>I 地域文化遺産・地域計画等            (1)人材育成事業 (2)普及啓発事業            II 世界文化遺産            (1)人材育成事業 (2)普及啓発事業 (3)調査研究事業            III ユネスコ無形文化遺産            (1)人材育成事業 (2)普及啓発事業 (3)調査研究事業            IV 地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業(継承枠/振興枠)            (1)用具等整備事業 (2)後継者養成事業            (3)記録作成・情報整備事業            V 文化財保存活用地域計画等作成            (1)文化財保存活用地域計画作成事業            VI 地域のシンボル整備等            (1)機能維持事業 (2)文化財保護団体支援事業</p> <p>&lt;募集の時期&gt;            応募: 前年度の11月下旬～1月上旬            申請: 当該年度の4月上旬～5月上旬            その他の募集の時期は、文化庁からの案内による。</p> <p>&lt;応募・申請の方法&gt;            希望する団体の応募及び申請書類を市町村が県に送り、県がとりまとめて文化庁に応募・申請を行う。</p>	予算の範囲内において定額	<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ioseishien/chiiki_kasseika/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ioseishien/chiiki_kasseika/index.html</a>																				

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
52 文化伝承課	公益財団法人住友財団	公益財団法人住友財団	文化財維持・修復事業助成	文化財の所有者 ※ただし、事情により管理者の申請を認める場合がある	国内に所在し、芸術的・学術的に価値があり、後世に継承すべき美術工芸品の維持・修復事業に対して助成 ※祭礼等で使用される山車等の車体や車輪の修理は対象外  <募集の時期> 前年度10月～11月	<率(額)> 助成対象の美術工芸品の維持・修復に直接必要な経費 <限度額> 助成金の総額7,000万円程度 助成件数 40件程度	<a href="http://www.sumitomo.or.jp">http://www.sumitomo.or.jp</a>
53 文化伝承課	公益財団法人三 菱UFJ信託地域文 化財団	公益財団法人三 菱UFJ信託地域文 化財団	公益財団法人三菱UFJ信託 地域文化財団助成	地域の芸術文化の振興に寄 与する団体	各地の伝統芸能の伝承と保存、後継者の育成を図るための公演。 例：伝統芸能祭、舞踊等、能・薪能、人形浄瑠璃、太鼓、お囃子、獅子舞、農村歌舞伎、神楽・雅楽等  <募集の時期> 前年度8月～11月 直接申請	<率(額)> <限度額> 設定はないが、1件20～70万円程度	<a href="http://www.mut-&lt;br/&gt;tiikibunkazaidan.or.jp">http://www.mut- tiikibunkazaidan.or.jp</a>
54 文化伝承課	公益財団法人明 治安田クオリティオ プライフ文化財団	公益財団法人明 治安田クオリティオ プライフ文化財団	公益財団法人明治安田クオリティオ プライフ文化財団 地域の伝統文化助成	地域の民俗芸能・民俗技術の継承、特に後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体	・地域の民俗芸能(民俗行事・民俗音楽を含む)の継承、特に後継者の育成 ・地域の民俗技術(伝統的製作技術・衣食住に関わる生活技術・伝統工芸を含む)の継承、特に後継者育成 ※国指定の重要無形民俗文化財は対象外(国選択は対象)  <募集の時期> 前年度10月～1月 県へ提出	<率(額)> 具体的に使途目的を定めた金額 <限度額> 地域の民俗芸能への助成については、1件につき70万円を限度 地域の民俗技術への助成については、1件につき40万円を限度	<a href="https://www.meijiyasuda-qol-&lt;br/&gt;bunka.or.jp">https://www.meijiyasuda-qol- bunka.or.jp</a>
55 文化伝承課	一般財団法人冲 永文化振興財団	一般財団法人冲 永文化振興財団	地域文化活動事業助成	民俗芸能分野に 係る芸術文化団体 個人・グループ	・芸術文化団体が主催・共催等して実施する伝統民俗芸能公演または 公開事業 ・芸術文化団体等(個人又はグループ含む。)が実施する伝統民俗芸能の 保存伝習事業  <募集の時期> 前年度11月～2月 県へ提出	<率(額)> 特に規定なし	<a href="http://o-bunka.t-zaidan.jp">http://o-bunka.t-zaidan.jp</a>
56 文化伝承課	公益財団法人ポー ラ伝統文化振興財 団	公益財団法人ポー ラ伝統文化振興財 団	公益財団法人ポーラ伝統文 化振興財団助成	個人、団体	・伝統工芸技術、伝統芸能、民俗芸能・行事の各分野での保存・伝承・振興活動お よび調査・研究活動  <募集の時期> 前年度2月～3月 直接申請	<率(額)> 30万円程度から200万円程度	<a href="http://www.polaculture.or.jp">http://www.polaculture.or.jp</a>
57 文化創造課 文化伝承課	独立行政法人日 本芸術文化振興 会	独立行政法人日 本芸術文化振興 会	芸術文化振興基金	団体	・芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造・普及活動 ・地域の文化振興を目的として行う活動 ・文化に関する団体が行う文化の振興、普及活動  <募集の時期> 前年度11月	<率(額)> 定額(各区分によって額が異なる)	<a href="https://www.ntj.jac.go.jp/kikin.ht&lt;br/&gt;ml">https://www.ntj.jac.go.jp/kikin.ht ml</a>
58 文化伝承課	公益財団法人三 井住友海上文化 財団	公益財団法人三 井住友海上文化 財団	文化の国際交流活動に対する 助成	団体	「音楽」「郷土芸能」の分野に関する派遣もしくは招聘を通じた国際交流事業  <募集の時期> 前年度10月～11月 県へ提出	<率(額)> 1件につき50万円	<a href="https://www.ms-ins-&lt;br/&gt;bunkazaidan.or.jp">https://www.ms-ins- bunkazaidan.or.jp</a>
59 地域スポーツ課	地域スポーツ課	岐阜県	岐阜県スポーツ振興まちづく り補助金	市町村、競技団体、実行委員 会等	県民のスポーツを始める・継続する機会の提供や、交流人口の拡大など、 より多くの県民が関与できるスポーツイベントに対する支援 ・500人以上かつ県民の参加者が40%以上のイベント ・県内のパラスポーツの推進に係るイベント	<率> 補助対象経費の1／2以内 <限度額> 800千円	電話:058-272-8799

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
60 農業経営課	農業経営課	市町村、JA、地域就農支援協議会、就農応援隊等	新規就農サポート事業費補助金	市町村、地域就農支援協議会、就農応援隊等	(1)就農支援活動実施事業 各地域で就農相談から就農後の技術・経営支援までを行う「地域就農支援協議会」の活動を支援する。  (2)あすなろ農業塾実施事業 新規就農者を育成するため、先進農家のもとで行う長期就農支援研修(あすなろ農業塾)を支援する。  (3)就農応援隊活動実施事業 地域就農支援協議会等と連携し、就農希望者や新規就農者に対して農村生活支援や農業経営支援を行う就農応援隊の活動を支援する。	<補助率> (1)就農支援活動実施事業 1/2以内 (2)あすなろ農業塾実施事業 定額 (3)就農応援隊活動実施事業 就農応援隊の活動支援 4/5以内 就農応援隊の運営支援 1/2以内  <限度額> (1)就農支援活動実施事業 1事業実施主体あたり150万円以内 (2)あすなろ農業塾実施事業 5万円/月・人以内 (3)就農応援隊活動実施事業 1事業実施主体あたり150万円以内	電話:058-272-8421
61 農業経営課	農業経営課	市町村、地域農業再生協議会等	集落営農後継者育成等推進事業費補助金	市町村、地域農業再生協議会、農業協同組合、農業者で組織する団体等	中山間地域における集落営農組織等の育成や農地集積を推進するための活動経費の一部を助成。	<補助率> 定額 <限度額> 200千円／地区	電話:058-272-8225
62 農村振興課	各地域の農林事務所	県	ぎふの田舎応援隊	岐阜県の美しい農村に関心のある都市住民等	・農村に暮らすとともにボランティア活動する意欲のある個人又は団体を「ぎふの田舎応援隊」として登録。 ・別途募集する県内各地の地域応援活動のうち、希望する活動に申し込みのうえ参加。  (登録要件) 以下の要件のすべてを満たすものとする。 ①ぎふの田舎(中山間地域)において、ボランティアとして応援活動をする意欲のある個人又は団体であること。 ②個人又は団体の代表者が、登録しようとする年度の4月1日現在で、18歳以上であること。 ③応援活動に参加できる健康状態であること。 ④応援活動中に撮影した写真を広報活動等に使用することに同意するものであること。		<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/15388.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/15388.html</a>
63 農村振興課	各地域の農林事務所	県 棚田保全活動組織 他	棚田地域水と土保全基金事業費 棚田地域水と土保全活動推進補助金	(1)市町村他 (2)県に登録した棚田保全組織	次のいずれかに該当する事業。 (1)保全活動推進事業 ・棚田保全組織の立ち上げ支援 ・地域住民等による棚田保全活動への支援 (2)保全活動支援事業 ①棚田保全組織への活動費補助 ②棚田オーナー制度等の活動経費補助	(1)<率>10/10 <限度額> 一 (2)<率>10/10 ①<限度額>500千円 ②上限200千円、ただし1回あたり100千円まで	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5157.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5157.html</a>
64 農村振興課	各地域の農林事務所	岐阜県	ふるさと農村活性化対策調査研究等事業	ふるさと水と土指導員 (ふるさと水と土指導員は、市町村長の推薦を受けた候補者又は県の募集に応募した候補者(所管する農林事務所長の意見を求める)について、検討を行い、ぎふ農業農村整備委員会委員長が委嘱する)	ふるさと水と土指導員活動 ・地域住民活動の活性化を図るために、ふるさと水と土指導員による地域に密着した住民活動等に対して支援する。	<限度額> 1地区400千円以内	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5157.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5157.html</a>
65 農村振興課	各地域の農林事務所	岐阜県	岐阜県農林漁業体験施設登録制度	農林漁業体験施設を設置・運営する団体等	地域資源を活かした農林漁業体験メニューを提供するなどの一定の基準を満たす施設を登録し、都市側のニーズに対応した受入体制の整備と情報発信を行う。 【登録基準】 (1)宿泊施設又は交流施設であること (2)農林漁業体験の提供を行っていること (3)農林漁業者が主体となった体験の提供を行っていること (4)指導者(グリーン・ツーリズムインストラクター資格保持者または指導経験1年以上の者)による体験の提供が行われていること (5)地域食材を活用した料理・特産品を提供していること		<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16205.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16205.html</a>
66 農村振興課	各地域の農林事務所	岐阜県	ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録制度	民間団体	農村地域とのパートナーシップ(協働関係)に基づき交流活動や協働活動を実践する企業等を登録し、その活動を広く県内外に情報発信することで「ぎふ一村一企業パートナーシップ運動」の拡大を促進するとともに、社会貢献活動等に取り組む企業等の発展及び農村地域の活性化に資する。 【登録要件】 (1)農村側の活動主体との連携及び協働により実践される活動であること。 (2)当該活動が3年以上継続する見込みがあること。		<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3082.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3082.html</a>

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
67 農村振興課	各地域の農林事務所 市町村	集落の協定に基づき5年間以上農業生産活動等を行う農業者等	中山間地域等直接支払交付金	集落の協定に基づき5年間以上農業生産活動等を行う農業者等	中山間地域など農業生産条件が不利な地域において、5年間以上農業を続ける事を約束した農業者等に対し、市町村を通じて交付金を交付  対象となる農用地：下記の傾斜条件を満たす農振農用地内の1ha以上の一団の農用地 (1)急傾斜地(田:1/20以上、畑等:15度以上) (2)緩傾斜地(田:1/100~1/20、畑等:8度~15度)	〈額〉 通常単価(10aあたり) ○田 急傾斜 21,000円 緩傾斜 8,000円 ○畑 急傾斜 11,500円 緩傾斜 3,500円  〈限度額〉 —	<a href="https://www.maff.go.jp/i/nousin/tousan/siharai_seido/">https://www.maff.go.jp/i/nousin/tousan/siharai_seido/</a>
68 農村振興課	各地域の農林事務所	市町村、農業協同組合、農林漁業者で組織する団体等	農山漁村振興交付金	市町村、農業協同組合、農林漁業者で組織する団体等	○ 生産基盤及び施設の整備 ・生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設等 ○ 地域間交流拠点の整備 ・地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設等 ※ メニューによっては、地域要件有	〈率〉 国:1/2以内 〈限度額〉 —	<a href="https://www.maff.go.jp/i/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html">https://www.maff.go.jp/i/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html</a>
69 農村振興課	各地域の農林事務所 市町村	農業者や地域住民等多様な主体が参画し、所定の事業計画を定め、市町村長の認定を受けた活動組織	多面的機能支払交付金	農業者や地域住民等多様な主体が参画し、所定の事業計画を定め、市町村長の認定を受けた活動組織	【農地維持支払】 ▼対象事業 農地や農業用の水路等の地域資源を、良好な状態で保全していくために行う基礎的保全活動 ▼要件 (1)農業者のみで構成される活動組織及び広域活動組織 (2)農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織 【資源向上支払】 1 地域資源の質的向上を図る共同活動 ▼対象事業 施設の軽微な補修や、農村環境の保全、多面的機能の増進を図る活動 ▼要件 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織 2 施設の長寿命化のための活動 ▼対象事業 農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う取り組み ▼要件 ※ 農地維持支払に同じ ※ 本活動のみを実施する場合は、農地維持支払交付金と同等の活動が実施されていること	〈補助率〉 国:1/2、県:1/4、市町村:1/4 【農地維持支払】 10aあたり水田3,000円、畑2,000円、草地250円 【資源向上支払】 1について10aあたり 水田1,800円、畑1,080円、草地180円 2について10aあたり 水田4,400円、畑2,000円、草地400円 〈限度額〉 【資源向上支払】 2について200万円未満/1集落(広域活動組織は除く)	<a href="https://www.maff.go.jp/i/nousin/kanri/tamen_siharai.html">https://www.maff.go.jp/i/nousin/kanri/tamen_siharai.html</a>
70 農村振興課 (鳥獣害対策室)	各地域の農林事務所	市町村、農林漁業団体、狩猟者団体、集落の代表者等で構成される地域協議会等	鳥獣被害防止総合対策交付金	市町村、農林漁業団体、狩猟者団体、集落の代表者等で構成される地域協議会等	(1)推進事業(ソフト) ・鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動に対する支援 (推進体制の整備、有害鳥獣捕獲体制の整備、被害防止対策に必要な技術の実証、緩衝帯の整備、捕獲・追払い・侵入防止等サルの複合対策等) ・誘導捕獲柵などの整備に必要な資材の導入支援 ・ICT等を用いた被害低減技術の実証支援 ・鳥獣被害対策実施隊員の体制強化に向けた取り組みを支援  (2)整備事業(ハード) ・地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設、捕獲鳥獣の処理加工施設等の整備に対する支援	(1)推進事業 定額又は1/2以内 ※一市町村あたりの定額交付の限度額設定あり ※捕獲機材、捕獲活動経費については、上限単価の設定あり  (2)整備事業 定額又は1/2以内 ※侵入防止柵の自力施工を行う場合には、資材費相当分の定額補助が可能 ※侵入防止柵、処理加工施設等については、上限単価の設定あり	<a href="https://www.maff.go.jp/i/seisan/touzyu/higai/">https://www.maff.go.jp/i/seisan/touzyu/higai/</a>
71 農地整備課	各地域の農林事務所	土地改良区、農業協同組合、農業法人、NPO法人等	小水力発電施設環境教育推進事業	地域住民等	【事業内容】 地域団体等が農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費を補助 【要件】 「小水力発電施設環境教育推進事業実施要領」参照（農林事務所へお問い合わせください。）	〈率〉 定額 〈限度額〉 1事業あたり50万円	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/313929.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/313929.pdf</a>
72 農地整備課	各地域の農林事務所	岐阜県	県営中山間地域総合整備事業費	市町村、土地改良区、農家等	・過疎法、山村振興法、特定農山村法、指定棚田地域のいずれかの指定を受けた市町村で、地形等の条件が不利な地域であること。 ・2工種以上の農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備を実施。(農業生産基盤整備) ①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全(農村生活環境整備) ①農業集落道路整備、②當農飲食用水整備、③農業集落排水施設整備、④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、⑦集落環境管理施設整備、⑧交流施設整備、⑨情報基盤施設整備、⑩市民農園等整備、⑪生態系保全施設等整備、⑫地域資源利活用施設整備、⑬施設補強整備、⑭施設環境整備、⑮歴史的土地改良施設保全整備、⑯施設集約整備、⑰交換分合整備、⑱集落土地基盤整備	〈率〉 国55%、県30% 〈限度額〉 —	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/452.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/452.html</a>

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
73 農地整備課	各地域の農林事務所	岐阜県	県営農村振興総合整備事業費	市町村、土地改良区、農家等	・農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備を実施。 (農業生産基盤整備) ①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、 ⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全 (農村生活環境整備) ①農業集落整備、②農飲用水整備、③農業集落排水施設整備、 ④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥地域農業活動拠点 施設整備、⑦集落環境管理施設整備、⑧情報基盤施設整備、⑨市民 農園等整備、⑩生態系保全施設等整備、⑪地域資源利活用施設整備、 ⑫施設補強整備、⑬施設環境整備、⑭歴史的土地改良施設保全整備、 ⑮施設集約整備、⑯交換分合整備、⑰集落土地基盤整備	<率> 国50%、県25% <限度額> -	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/452.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/452.html</a>
74 農地整備課	各地域の農林事務所	市町村	団体営農業集落排水事業費	市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合	・農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設 又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに 附帯する施設の整備又は改築。 ・補助対象範囲は、汚水処理施設、資源循環施設、末端受益戸数2戸以上の 管路施設(集水管、公共汚水桟、マンホール、中継ポンプ施設、雨水排水施設)	<率> 国: 1/2 <限度額> -	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1550.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1550.html</a>
75 農地整備課	各地域の農林事務所	市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合	小水力発電活用支援事業費補助金	市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合	小水力発電活用支援事業 <b>【事業内容】</b> (1)地域振興支援型 農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備であって、発電する 電力や売電収益を活用し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善 に資することを目的に設置する小水力発電施設の整備 (2)防災機能支援型 農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備であって、災害時の 避難所となりうる施設に非常用電源として電力供給するために必要な 小水力発電施設および蓄電施設の整備 <b>【要件】</b> 「小水力発電活用支援事業 実施要領」参照 (農林事務所へお問い合わせください。)	<率> 県: 50%(指定地域※は55%) <限度額> -  ※指定地域: 振興山村 過疎地域 特定農山村地域	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/313929.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/313929.pdf</a>
76 農地整備課	各地域の農林事務所	市町村、土地改良区	田んぼダム利活用促進事業	農家、地域住民等	<b>【事業内容】</b> 水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業であり、畦畔の更新や排水口への樹の据付に係る経費を補助 <b>【要件】</b> 「農地耕作条件改善事業実施要領」参照(農林事務所へお問い合わせください。)	<率> 定額 <限度額> -	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/420472.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/420472.html</a>
77 森林活用推進課	森林活用推進課	岐阜県	森林空間施設整備促進事業費補助金	市町村	森林空間の活用促進に資する歩道や休憩施設等の整備を支援	<b>【補助率】</b> ・施設整備タイプ 補助率10/10(上限5,000千円) ・既存施設改修タイプ 補助率10/10(上限3,000千円)  但し、事業実施は1回／施設限り	電話: 058-272-8472
78 森林活用推進課	森林活用推進課	岐阜県	清流の国ぎふ地域活動促進事業 ※令和7年度実施事業は決定済み	法人、団体(地域住民団体、ボランティア団体等) ※個人の場合は、3名以上で構成された任意団体であつて、規約を有す等諸要件を満たす場合に限る	森や川づくりに対しての県民の関心を高め、県民総参加の森や川づくりを推進するため、NPO等自らが企画・立案・実行する創意工夫ある森や川づくり活動を支援する。 (1)県民参画を促進する森づくり・川づくりの活動 (2)水環境や生物多様性の保全を目指す活動 (3)子どもたちのための森づくり・川づくりの活動 (4)特に対策が必要な課題に対してモデル的に行う活動	<b>【補助率】</b> (1)～(3)の事業 ・補助対象経費500千円以下の部分 : 10/10以内 ・補助対象経費500千円を超える部分 : 1/2以内 (補助限度額 下限300千円、上限2,000千円) (4)の事業 ・補助対象経費1,000千円以下の部分 : 10/10以内 ・補助対象経費1,000千円を超える部分 : 1/2以内 (補助限度額 下限300千円、上限2,250千円)	電話: 058-272-8472
79 森林活用推進課	森林活用推進課	岐阜県	森の魅力創出支援事業	民間事業者、NPO法人、第三セクター、森林組合、地縁団体、社会福祉法人、医療法人、事業協同組合、公益財団法人等	森林空間を多面的に活用し、健康、観光、教育などの分野で新たな森林サービス事業を実施する事業者等に対して、必要となる経費を支援 (1)施設整備費 (2)設備費 (3)外注費 (4)委託費	補助率 2分の1以内 補助限度額 上限250万円	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/363722.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/363722.html</a>

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
80 森林活用推進課	森林活用推進課	林野庁	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	森林所有者、地域住民、自治会、地域外関係者等の地域の実情に応じた、3名以上の者で構成する団体又は3名以上の従業員等で構成する法人	地域の身近な里山林の多面的機能の発揮や山村地域の維持・活性化を図るために、里山林の整備・活用に取り組む地域住民等で構成する活動組織の活動を支援	【補助率】交付単価又は交付率 <主たる活動> ・地域活動型(森林資源活用):1年目 120,000円/ha、2年目 116,000円/ha、3年目 112,000円/ha ・地域活動型(竹林資源活用):1年目 332,000円/ha、2年目 304,000円/ha、3年目 276,000円/ha ・複業実践型:1年目 191,000円/ha、2年目 176,000円/ha、3年目 162,000円/ha <従たる活動> ・歩道や作業道の作設、改修、鳥獣害防止柵の設置、補修等:800円/m ・地域外関係者との調整等:50,000円/年間 ・資機材・施設の整備:購入額の1/2以内又は1/3以内 ・現地調査等:38,000円/年間	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/i/sanson/tamenteki.html">https://www.rinya.maff.go.jp/i/sanson/tamenteki.html</a>
81 県産材流通課	県産材流通課	岐阜県	ぎふ県産材利用促進施設等整備事業	市町村(一部事務組合を含む)、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者、その他特に知事が認める団体等	街のにぎわいや豊かな暮らしを創出する、多くの県民の利用が見込まれる県内の商業・観光・医療施設等を県産材を使用して木造化もしくは内装木質化する場合の経費及び県産材を使用した机、テーブル、椅子、ソファ、ベット及び収納、陳列棚等の備品導入経費に対して支援する。	<木造化> 17,000円/m <sup>2</sup> (上限30,000千円) ※県産材利用促進協定締結者 ・500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満 18,700円/m <sup>2</sup> (上限50,000千円) ・1,000m <sup>2</sup> 以上 19,550円/m <sup>2</sup> (上限50,000千円) <内装木質化> 5千円/m <sup>2</sup> (上限30,000千円) ※準不燃材以上は10千円/m <sup>2</sup> <備品導入> 整備費用の1/2以内の額(上限5,000千円) ※県産材利用促進協定締結者 ・上限10,000千円 ※備品毎の上限額 机・テーブル 80千円/脚、椅子 40千円/脚、ソファ 90千円/脚、ベット 100千円/床、・収納・陳列棚 100千円/台など	電話:058-272-8487
82 県産材流通課	県産材流通課	岐阜県	ぎふの木で家づくり支援事業	自らまたは家族が居住する住宅の建築主	個人住宅を新築または改修する際、構造材(柱・梁等)、内装材(床・壁等)に岐阜県産材を一定量以上使用する建築主に対して助成を行う。 <県内新築タイプ> 構造材に80%以上県産材を使用した場合、構造材と内装材の県産材使用量に応じて支援 <県内改修タイプ> 内装材に県産材を一定量以上使用した場合に、内装材の県産材使用量に応じて支援	<県内新築タイプ> 補助額:8万2千円~32万円/棟  <県内改修タイプ> 補助額:2万2千円~16万円/棟	電話:058-272-8487
83 技術検査課	技術検査課	岐阜県	自然工法管理士認定事業	自然共生及び環境保全に関心のある、開催年の4月2日時点において15歳以上の方	岐阜県自然工法管理士認定制度に基づき、自然生態系の保全・復元・創出の理念を踏まえ、「自然共生工法の普及と活用」を効果的に推進するために必要な知識、評価能力、技術を習得された方に岐阜県が付与する資格	—	電話:058-272-8513 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1229.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1229.html</a>
84 道路維持課	道路維持課	市町村	県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金	県管理道沿いの樹木所有者	県と市町村が連携して、県管理道沿いの民有地の樹木伐採経費の一部を助成する事業	県1/2、市町村・所有者1/2	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12133.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12133.html</a>

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
85 河川課	(対象河川が国管理の区間の場合) 中部地方整備局 河川部 河川環境課  (対象河川が都道府県等管理の区間の場合) 河川課	河川管理者	「かわまちづくり」支援制度	○市町村、民間事業者及び市町村を構成員に含む法人格のない協議会、民間事業者 ※「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 一 河川敷地占用許可準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者 三 河川区域内に隣接する土地において、賑わいある良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者	【河川管理者が行う支援】 河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。 1. ソフト施策 河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供 三 地域活性化の観点から地域が主体となって実施するイベント施設やオープンカフェの設置等、河川空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、河川敷地占用許可準則第22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援  2. ハード施策 河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5カ年で積極的に推進する。	(ハード施策) 社会資本整備総合交付金交付要綱による。	電話： 中部地方整備局 河川部 河川環境課:052-953-8151 県庁河川課:058-272-8585  <a href="https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/">かわまちづくり支援制度HP</a> <a href="https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/">https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/</a>
86 河川課	(対象河川が国管理の区間の場合) 中部地方整備局 河川部 水政課  (対象河川が都道府県管理の区間の場合) 河川課	河川管理者	水辺の活用支援 (河川敷地占用許可準則第22による都市・地域再生等利用区域の指定)	1、地方公共団体など 2、営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められるもの 3、営業活動を行う事業者等	【制度概要】 市町村からの要望に基づき、都市・地域再生等利用区域に指定することで、河川区域内での民間事業者による企業活動が可能となり、地域の核となる賑わい空間創出を図る。  【制度要件】 区域指定に際して、あらかじめ河川管理者や地方公共団体で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用に当たり地域の合意を図らなければならない。		電話： 中部地方整備局 河川部 水政課:052-953-8146 県庁河川課:058-272-8585
87 都市政策課	施設計画係	国土交通省	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	(1)地方公共団体(都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合) (2)民間事業者等	次のいずれかに該当する事業 (1) 3D都市モデルの整備に関する事業 (2) 3D都市モデルの活用に関する事業 (3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業	(1) 【通常タイプ】1/2(上限なし) 【早期実装タイプ】10/10(上限1,000万円、事業計画の初年度の事業に限る) 【間接補助】地方公共団体が補助する費用の1/2以内で、かつ、当該事業に要する費用の1/3以内(上限なし) (2) 【民間サービス実装タイプ】1/2以内(上限5,000万円)	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html</a>
88 都市政策課	地域計画係	国土交通省	官民連携まちなか再生推進事業	市町村 都市再生推進法人 民間事業者	エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するためのシステムの構築に向けた取組みへの支援 ・エリアプラットフォームの構築 ・未来ビジョン等の策定 ・シティプロモーション・情報発信 ・社会実験・データ活用 ・交流拠点等整備(地域交流創造施設、国際交流創造施設)	<率> ・エリアプラットフォームの構築(新規:定額) ・未来ビジョン等の策定(新規:定額、改定1/2) ・シティプロモーション・情報発信(1/2) ・社会実験・データ活用(1/2) ・交流拠点等整備(地域交流創造施設、国際交流創造施設)(1/3)	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kanminsaisei">https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kanminsaisei</a>
89 都市政策課	地域計画係	国土交通省	コンパクトシティ形成支援事業	市町村 民間事業者等	コンパクトシティの取組みを充実させるため、立地適正化計画に関する以下の事業 ・立地適正化計画の策定支援 ・計画策定合意形成に向けたコーディネート支援 ・誘導施設等の移転促進支援(誘導施設の跡地の除却処分等) ・計画に位置付けた建築物跡地等の適正管理支援 ・居住機能の移転促進に向けた調査支援	<率> 1/2 1/3(地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が事業を実施する場合)	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html</a>
90 都市政策課	地域計画係	国土交通省	景観改善推進事業	市町村	景観計画の策定・改訂、専門家によるコーディネート及び景観規制上の不適格建築物への是正への支援	補助率 1/3 ただし、立地適正化計画策定又は策定開始公表市町村は1/2	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000046.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000046.html</a>

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
91 都市整備課	都市整備課	市町村、都道府県、民間事業者等	社会资本整備総合交付金（イ-10-(2)まちなかウォーカブル推進事業）	市町村、都道府県、民間事業者等	車中心から人を中心のウォーカブルな空間に転換すべきまちなかの区域において、市町村等が行う既存ストックを最大限活用した修復・利活用の取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業 次のいずれかに該当する事業 ・基幹事業（道路、公園、地域生活基盤施設、高次都市施設、滞在環境整備事業等） ・提案事業（事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業）	<率> 国5／10 <限度額> -	電話:058-272-8665
92 都市整備課	都市整備課	市町村	社会资本整備総合交付金（1-(1)道路事業（街路事業）	市町村	次のいずれかに該当する事業 ・一般的な道路整備（道路改築、橋梁整備、踏切除却・改良） ・公共交通機関支援（都市モノレール、新交通システム等） ・交通結節点の整備（駅前広場やアクセス道路、自由通路等） ・特色のある街づくりの整備（歴史的環境整備地区等） ・共同溝等	<率> 事業内容等により異なる 一般的には 国1／2 <限度額> -	電話:058-272-8665
93 都市整備課	都市整備課	公共団体、組合	社会资本整備総合交付金（1-(1)道路事業（土地区画整理事業））	公共団体、組合	1 公共団体施行 ・面積5ha以上（既成市街地は2ha以上）、街路事業の採択規準に適合する都市計画道路（12m以上）の新築又は改築、補助基本額3億円以上、県道整備を伴う場合は、県単継足補助あり（県道整備費の15%以内） 2 組合施行 ・都市計画事業として施行、面積10ha以上（既成市街地は2ha以上）、街路事業の採択規準に適合する都市計画道路（12m以上）の新築又は改築、補助基本額 3億円以上、施行後の公共用地率25%以上	<率> 事業内容等により異なる 一般的には 国1／2 <限度額> 施行区域内の原則として幅員12m以上の都市計画道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費（用地費、補償費、築造費舗装費、交通安全施設整備費等及び事務費）の額を限度	電話:058-272-8665
94 都市整備課	都市整備課	市町村	社会资本整備総合交付金（イ-10-(1)都市再生整備計画事業）※旧まちづくり交付金事業	市町村	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業 次のいずれかに該当する事業 ・基幹事業（道路、公園、地域生活基盤施設、高次都市施設、土地区画整理事業等） ・提案事業（事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づく事業））	<率> 国4／10 <限度額> -	電話:058-272-8665
95 都市整備課	都市整備課	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構	防災・安全交付金（ロ-13-(1)都市防災総合推進事業、地区公共施設等整備）	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構	避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る事業 <南海トラフ地震防災対策推進地域等>	<率> 国1／2又は1／3 <限度額> -	電話:058-272-8665
96 都市整備課	都市整備課	地方公共団体、中心市街地活性化協議会、民間事業者等	社会资本整備総合交付金（13-(4)暮らし・にぎわい再生事業）	地方公共団体、中心市街地活性化協議会、民間事業者等	都市機能の街なか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援 <中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区>	<率> 国1／3（民間事業者等に対しては国1／3、地方公共団体1／3） <限度額> -	電話:058-272-8665
97 都市整備課	都市整備課	市町村、市街地再開発組合等	社会资本整備総合交付金（13-(2)、16-(1)市街地再開発事業）岐阜県市街地再開発事業補助	市町村、市街地再開発組合等	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、既存建物を除却し、中高層の不燃化共同建築物の建設と公共施設の整備を一連的に行う事業	<率> 国1／3、県1／9、市町村2／9 <限度額> -	電話:058-272-8665
98 都市整備課	都市整備課	公共団体、組合	社会资本整備総合交付金（13-(6)都市再生区画整理事業）	地方公共団体、組合	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生を推進するため実施する土地区画整理事業	<率> [一般地区]1/3 [重点地区]1/2 <限度額> -	電話:058-272-8665
99 都市整備課	都市整備課	市町村	都市構造再編集中支援事業	市町村	「立地適正化計画」に基づき、医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。	<率> 国1／2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内） 国45%（居住誘導区域内等） <限度額> -	電話:058-272-8665
100 都市整備課	都市整備課	市町村	防災・安全交付金（ロ-10-(1)都市再生整備計画事業）	市町村	災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業 次のいずれかに該当する事業 ・基幹事業（道路、公園、地域生活基盤施設、高次都市施設、土地区画整理事業等） ・提案事業（事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づく事業））	<率> 国4／10 <限度額> -	電話:058-272-8665

県担当課名	問合せ先	実施主体	制度・事業名	対象者	概要(要件等)	率(額)、限度額	URLもしくは電話番号
101 都市整備課	都市整備課	地方公共団体、法定協議会、都市再生推進法人等	社会資本整備総合交付金（13-(8)都市・地域交通戦略推進事業）	【交付金】 地方公共団体 【補助金】 法定協議会、都市再生推進法人等	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を進める事業	<率> 国1／3 国1／2(立地適正化計画に位置づけられた事業等) <限度額> -	電話:058-272-8665
102 下水道課	下水道課	下水道課	岐阜県特定基盤整備推進交付金	市町村等(一部事務組合、広域連合を含む)	1 交付対象事業 生活環境の向上と公共用水域の水質保全のため、下水道普及が進んでいない市町村が実施する公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業（地方創生汚水処理施設整備推進交付金を含む） 2 交付対象市町村要件 公共下水道事業等に係る下水道事業債、過疎債、辺地債及び合併特例債を借り入れしていること	<率> (国庫補助対象事業費－国庫補助相当額) × 1/40 × (1－交付税算入率) + (左記の起債利子相当分) <交付対象市町村> 下水道普及率が71.7%（平成19年度末全国平均下水道普及率）又は岐阜県汚水処理施設整備構想における令和7年度の目標下水道普及率を下回る市町村のみが交付対象 ※なお、平成21年度までに着手した処理区において、令和7年度までに実施する未普及解消事業に限る。	電話:058-272-8674
103 建築指導課	建築指導課	市町村	岐阜県建築物等耐震化促進事業	建築物所有者等	1、昭和56年5月31日以前に着工された建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修工事 ・耐震診断 木造住宅、その他の建築物(一部の市町村のみ) ・補強設計 特定建築物等(一部の市町村のみ) ・耐震改修工事 木造住宅、分譲マンション(一部の市町村のみ)、特定建築物等(一部の市町村のみ) 2、民間建築物の特定天井耐震改修工事(一部の市町村のみ) 3、ブロック塀等の耐震診断、耐震改修工事、建替え又は除却(一部の市町村のみ)	<率> 建築物等により異なる <限度額> 建築物等により異なる	電話:058-272-8691
104 建築指導課	建築指導課	市町村	岐阜県がけ地近接等危険住宅移転事業	建築物所有者等	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転を行うものに対して補助する。(一部の市町村のみ)	<率> 計画により異なる <限度額> 計画により異なる	電話:058-272-8691
105 住宅課	住宅課	岐阜県	脱炭素社会きふモデル住宅普及事業費補助金	住宅を取得(新築・購入)される方	国が定める省エネ基準に適合する住宅(断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を有する住宅)を取得(新築・購入)する個人を対象に補助する。	上限40万円	電話:058-272-8693
106 住宅課	住宅課	国	社会資本整備総合交付金(15-(1)地域住宅計画に基づく事業)(16-(2)優良建築物等整備事業)(16-(9)街なみ環境整備事業)	地方公共団体 地域住宅協議会(地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構等で構成される組織) 民間事業者等	社会資本整備に関する各種支援メニューあり	<率> 計画により異なる <限度額> -	電話:058-272-8863
107 住宅課	住宅課	市町村	岐阜県空き家総合整備事業費補助金	市町村	空き家の利活用を図るため、市町村空家等対策計画に定める対象地区で行う市町村事業に要する経費に対し支援。	<補助対象経費> 岐阜県空き家総合整備事業費補助金交付要綱による <率> 補助対象経費の3分の1以内 (※要綱に定める拡充要件を満たす場合は2分の1) <補助上限額> 1,000千円／件 (※一部 500千円／件)	電話:058-272-1111(内線4834)
108 住宅課	住宅課	市町村	岐阜県空家等除却費支援事業費補助金	市町村	市町村空家等対策計画に定める対象地区で行う市町村の空き家の除却補助事業及び代執行に要する経費に対し支援。	<補助対象経費> 岐阜県空家等除却費支援事業費補助金交付要綱による <率> 補助対象経費の3分の1 (※要綱に定める拡充要件を満たす場合は2分の1) <補助上限額> 1,000千円／件	電話:058-272-1111(内線4834)